

令和元年 小諸市教育委員会 5月 第6回定例会 会議録

	日 時：令和元年5月8日（水）14：28から15：23まで 会 場：小諸市役所 3階 第1会議室 出席委員：小林秀夫教育長，山下千鶴子教育長職務代理， 塩川秀忠代表教育委員，柳澤由美子委員，田中隆之委員 事務局：教育次長，学校教育課長，子ども育成課長， 文化財・生涯学習課長，スポーツ課長， 教育総務係長，学校教育係長，子ども相談係長， 文化財・生涯学習係長，公民館長補佐，スポーツ振興係長， 指導主事4名，人権同和教育課長，人権同和教育係長
代表委員	日程第1「開会の宣言」 ご苦労様です。 定足数に達しましたので、これより令和元年小諸市教育委員会5月第6回定例会を開会いたします。
代表委員	日程第2「招集あいさつ」 教育長より招集あいさつをお願いいたします。
教育長	新緑が大変美しい5月になりました。連休の間に令和という時代が始まりまして、前にも申し上げましたが梅にゆかりがあるということで、小諸の地で進めてきた梅花教育も背中を押してもらえるような感じがいたします。先程の協議会の報告のところでも申し上げましたが子どもたちは文化面、スポーツ面それぞれ活躍して幸先のいいスタートを切っておりますが、これからの時代の小諸の子どもたちの更なる成長に向けて、教育委員会の皆さまと一緒に新しい時代を開いていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
代表委員	日程第3「会期の決定」についてを議題といたします。 お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日一日といたしたいと思いを。これにご異議ございませんか。 （異議なし）
代表委員	ご異議なしと認めます。よって会期は、本日一日と決定いたしました。
代表委員	日程第4「専決報告」を議題とし、「1 指定校変更申請について」か

学校教育課長	ら、「4 寄附の受納について」までの4件を順次、報告を願います。 「1 指定校変更申請について」報告を願います。学校教育課長 それでは、指定校変更申請についてご報告申し上げます。別紙資料の1ページ、指定校変更及び区域外就学の専決についての表をご覧ください。指定校変更につきましては、許可基準に従いまして、区分ごとに合計数でご報告申し上げます。 区分「転居」、許可事由「学年途中に住所を変更する場合」が1件。区分「転居予定」、許可事由「住宅新築中等に伴い住所を変更することが確実なため、新住所の指定学校へ住所変更前から通学する場合、又は住宅の建て替え等により、一時的に通学区域外へ転居する場合」が3件。区分「共働き家庭、ひとり親家庭等」、許可事由「児童の下校後に家庭において児童を保護できる者がいないため、別の通学区域内の児童の祖父母宅等、又は保護者の営業、経営又は勤務する店舗等へ下校する場合」が5件。区分「その他」、許可事由「教育的配慮、教育的見地（いじめ等）、家庭の特別事情、災害事情、地域事情等からやむを得ないと教育委員会が認めた場合」が3件。以上、合計12件でございます。 詳細な内容につきましては、資料を2ページから11ページにお示しし、事前研究会でご説明したとおりでございます。12件について許可をいたしましたのでご報告申し上げます。以上でございます。
代表委員	ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。 （質疑なし）
代表委員	ございませんので、次に「2 区域外就学について」報告を願います。学校教育課長
学校教育課長	それでは、区域外就学についてご報告申し上げます。別紙資料の1ページ、指定校変更及び区域外就学の専決についての表をご覧ください。区域外就学につきましては、許可基準に従いまして、区分ごとに合計数で報告申し上げます。 はじめに許可案件についてご報告申し上げます。区分「転居」、許可事由「学年途中に住所を変更する場合」が2件。区分「その他」、許可事由「教育的配慮、教育的見地（いじめ等）、家庭の特別事情、災害事情、地域事情等からやむを得ないと教育委員会が認めた場合」が2件。以上、許可案件については合計4件でございます。

	次に承認案件についてご報告申し上げます。区分「その他」、許可事由「他市町村の教育委員会から、政令第9条第2項による協議があった場合」が4件。以上、承認案件については、合計4件でございます。 区域外就学については、今回合計8件でございます。詳細な内容につきましては、資料を12ページ以降にお示しし、事前研究会でご説明したとおりでございます。4件について許可、4件について承認いたしましたのでご報告申し上げます。以上でございます。
代表委員	ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。 (質疑なし)
代表委員	ございませんので、次に「3 教育委員会共催・後援行事等承認状況について」報告を願います。生涯学習課長
生涯学習課長	4月定例教育委員会以降の、共催・後援行事等の承認状況についてご報告申し上げます。専決報告資料の1ページをご覧ください。 No.1の小諸高等学校が6月9日に東御市サンテラスホールで開催する長野県小諸高等学校吹奏楽部第46回定期演奏会から、No.18のNPO法人浅間山麓国際自然学校が6月1日及び9月28日に小諸市菱野区棚田で開催する浅間山麓グリーンツーリズム農業体験まで、共催3件後援15件でございます。1件について説明させていただきます。 No.9の小諸まちなかマルシェ実行委員会が6月9日及び翌年2月11日に小諸市民交流センターで開催する小諸まちなかマルシェは、「心・からだ・地球にやさしいマルシェを小諸のまちのまんなかで」をテーマに、市内外より、オーガニック・無農薬などの安心の食をテーマにした飲食ブース、心のこもったハンドメイド雑貨、リラクゼーションなど、50以上のブースが出店するイベントで、今回12回目の開催となります。今回は、「おいしいものまつり」として、一部屋を飲食ブースとしたり、昨年度好評だったスタンプラリーも行うほか、相生町商店街の賞品を景品に使うなど、小諸まちなかマルシェでの集客を活かして、相生町商店街への流れをつくるということです。 今回の18件は、いずれも承認の基準を満たす事業でありましたので、共催・後援を承認したことをご報告いたします。よろしくお願いいたします。
代表委員	ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

	(質疑なし)
代表委員	ございませんので、次に「４ 寄附の受納について」報告をお願いします。文化財・生涯学習課長
生涯学習課長	文化財・生涯学習課から、寄附の受納につきまして、ご報告申し上げます。専決報告資料の５ページをご覧ください。３月２９日に、横浜市青葉区〇〇涌井清江様から、別紙の目録にある洋書１２５冊をご寄附いただきました。寄附者は、夫婦で小諸市内の施設に入所していましたが、このたび住所地に戻るようになったことを機に、アメリカ人で元大学教授のご主人が学術研究や趣味で収集した、ブリタニカ百科事典・地球の自然・ガーデニング・日曜大工などの洋書をご寄附いただいたもので、市立小諸図書館が所蔵する資料には洋書が数少ないことから、蔵書資料として登録が完了次第貸出していきたいと思っております。 以上、寄附の受納について、ご報告申し上げましたが、よろしくお願いいたします。
代表委員	スポーツ課長
スポーツ課長	スポーツ課から、寄附の受納について、ご報告を申し上げます。資料の７ページをお願いします。去る４月１日、小諸市大字菱平〇〇にお住いの大池昌弘様から、大栄小諸球場の設備充実のためとして、２０万円のご寄付をいただきました。大池さまは、平成１５年度から平成３０年度まで、シルバー人材センターから派遣され、１６年間の長きにわたり、大栄小諸球場の維持管理にご尽力を頂いてきておりました。この度、ご家庭の都合により、ご退職されるとのことで、「長くお世話になった大栄小諸球場のために使用していただきたい」とのことをございましたので、必要な備品の購入に充てたいと考えております。なお、大池さまの意向により、広報こもろへの寄付の掲載等、広く周知しないでいただきたいとの申し出がございましたので、そのように対応しております。 以上、寄附の受納について、ご報告申し上げましたが、よろしくお願いいたします。
代表委員	ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。 (質疑なし)

代表委員	ございませんので、日程第 4 専決報告については終わります。
代表委員	日程第 5 「議案審議」に入ります。 議案第 30 号「小諸市立小・中学校学校評議員条例の上程について」事務局から説明願います。学校教育課長
学校教育課長	議案第 30 号「小諸市立小・中学校学校評議員条例の上程について」ご説明を申し上げます。議案書の 1 ページをお願いいたします。本案は非常勤特別職であります学校評議委員につきまして、これまで非常勤特別職としての位置づけがございましたので改めまして条例を制定し、学校評議委員の位置づけをするものでございます。内容につきましては 1 ページから順に説明をさせていただきます。小諸市立小・中学校学校評議委員条例につきましては、第 3 条で委嘱については校長の推薦により教育委員会が委嘱するものとしております。定数につきましては第 4 条で学校評議委員の定数は 1 校につき 6 人以下とすることとします。任期については第 5 条で 1 年ということで規定をさせていただきます。第 6 条では守秘義務を、第 7 条では学校評議委員の運営を、2 ページ第 8 条では解任について規定をし、補則で第 9 条で学校評議委員に関して必要な事項は校長が別に定めるものとするものでございます。附則としまして、この条例は公布の日から施行し平成 31 年 4 月から適用するものであり、第 2 項としまして、この条例の施行の日の前に小諸市立小・中学校学校評議委員規則第 3 条の規程により委嘱されている学校評議委員はこの条例の第 3 条の規程により委嘱されたものとみなすものでございます。以上、概要を説明いたしましたが、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。
代表委員	以上で議案第 30 号の提案理由の説明を終わります。 続きまして、議案第 31 号「小諸市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」事務局から説明願います。学校教育課長
学校教育課長	議案第 31 号「小諸市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」ご説明を申し上げます。議案書の 3 ページをお願いいたします。本案は議案第 30 号でご説明申し上げました、小諸市立小・中学校学校評議委員条例に基づきまして既存の規則でございます、管理・運営に関する規則の一部を改正し、併せて既存でありました小諸市立小・中学校学校評議員規則について廃止をするものでございます。内容については 3 ページでご説明申し上げます。小諸市立小学校

	及び中学校の管理運営に関する規則につきましては、第 6 章を削除し、第 21 条を削除するものでございます。この規則は公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用するものでございまして、同時に第 2 項で小諸市立小・中学校学校評議員規則を廃止するというものでございます。以上ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
代表委員	以上で議案第 31 号の提案理由の説明を終わります。 続きまして、議案第 32 号「小諸市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の上程について」事務局から説明願います。学校教育課長
学校教育課長	議案第 32 号「小諸市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の上程について」ご説明を申し上げます。本案は非常勤特別職であります学校歯科医を改めましてこの条例の中で位置づけるもの、先程、議案第 30 号、第 31 号でご説明申し上げました学校評議委員について改めまして、こちらの条例で位置づけるもの、更には県の規程が改正され学校薬剤師の報酬が改定になりましたので、それに伴う内容について改正をするものでございます。内容につきましては 7 ページの新旧対照表でご説明を申し上げます。別表第 1 中、学校評議委員を新たに設け、学校医の部分に新たに学校医及び学校歯科医というように加え、学校薬剤師の報酬を県の規程の改定に基づきまして 107 千円から 108 千円に改定をするものでございます。附則といたしましてこの条例は公布の日から施行し平成 31 年 4 月 1 日から適応するものでございます。以上、概要を申し上げましたがよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
代表委員	以上で議案第 32 号の提案理由の説明を終わります。 続きまして、議案第 33 号「市立小諸高原美術館・白鳥映雪館条例の一部を改正する条例の上程について」事務局から説明願います。文化財・生涯学習課長
生涯学習課長	議案書の 9 ページをお願いします。本案は、小諸高原美術館・白鳥映雪館のうち、市民展示室・学芸室・絵画室・工芸室の冷暖房使用料について改定するものです。詳細は、11 ページの新旧対照表で説明いたします。改正前の下段（備考）になりますが、現行では冷暖房を使用する場合は、各室使用料の 5 割増とする。としていますが、改正後の別表第 3 第 2 項の冷暖房使用料に記載のとおり、正式に燃料費や光

	熱水費を基にして算出した結果により、激変緩和措置を適用して現行使用料の 1.5 倍に改定し、料金を明記するものです。併せて、12 ページ別表第 4 の施設・備品使用料を別表第 3 の第 3 項として集約するものです。なお、附則としてこの条例は、令和元年 10 月 1 日から施行するものです。 以上、概要を申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。
代表委員	以上で議案第 33 号の提案理由の説明を終わります。 続きまして、議案第 34 号「市立小諸高原美術館・白鳥映雪館管理規則の一部改正について」事務局から説明願います。文化財・生涯学習課長
生涯学習課長	13 ページをお願いします。本案は、冷暖房使用料の改定に伴い、様式第 3 号の使用許可申請書及び様式第 4 号の使用許可書の冷暖房使用料欄について、記載内容を一部改正するものです。なお、附則としてこの規則は、令和元年 10 月 1 日から施行するものです。 以上、概要を申し上げましたが、よろしくご審議の上ご決議賜りますようお願い申し上げます。
代表委員	以上で議案第 34 号の提案理由の説明を終わります。 続きまして、議案第 35 号「市立小諸高濱虚子記念館条例の一部を改正する条例の上程について」事務局から説明願います。文化財・生涯学習課長
生涯学習課長	19 ページをお願いします。本案は、高濱虚子記念館のうち、会議室の冷暖房使用料について改正するものです。詳細は、20 ページの新旧対照表で説明いたします。改正前の下段（備考）になりますが、現行では冷暖房を使用する場合は、各室使用料の 5 割増とする。としていますが、改正後の別表第 2 第 2 項の冷暖房使用料に記載のとおり、正式に燃料費や光熱水費を基にして算出した結果により、現行使用料を改定し、料金を明記するものです。なお、附則としてこの条例は、令和元年 10 月 1 日から施行するものです。 以上、概要を申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。
代表委員	以上で議案第 35 号の提案理由の説明を終わります。 続きまして、議案第 36 号「市立小諸高濱虚子記念館管理規則の一部

生涯学習課長	改正について」事務局から説明願います。文化財・生涯学習課長 21 ページをお願いします。本案は、冷暖房使用料の改定に伴い、様式第 1 号の使用許可申請書及び様式第 2 号の使用許可書の冷暖房使用料欄について、記載内容を一部改正するものです。なお、附則としてこの規則は、令和元年 10 月 1 日から施行するものです。 以上、概要を申し上げましたが、よろしくご審議の上ご決議賜りますようお願い申し上げます。
代表委員	以上で議案第 36 号の提案理由の説明を終わります。 続きまして、議案第 37 号「小諸市公民館条例の一部を改正する条例の上程について」事務局から説明願います。文化財・生涯学習課長
生涯学習課長	27 ページをお願いします。本案は、小諸市公民館の会議室・図書学習室・陶芸木工室・視聴覚室・第一講義室の使用料及び冷暖房使用料について改正するものです。詳細は、29 ページの新旧対照表で説明いたします。関係する経費を基にして算出した結果に基づき、周辺類似施設との比較により、公民館使用料は現行使用料の 1.1 倍に、冷暖房使用料は最大でも激変緩和措置を適用した 1.5 倍に改定するものです。なお、附則としてこの条例は、令和元年 10 月 1 日から施行するもので、経過措置として、この条例の施行の際現にこの条例による改正前の小諸市公民館条例の規定に基づいて使用許可を受けているものについては、なお従前の例によることとするものです。 以上、概要を申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。
代表委員	以上で議案第 37 号の提案理由の説明を終わります。 続きまして、議案第 38 号「こもろ女性の家条例の一部を改正する条例の上程について」事務局から説明願います。文化財・生涯学習課長
生涯学習課長	31 ページをお願いします。本案は、こもろ女性の家の料理教室・軽運動室・講習室等の使用料、冷暖房使用料及び料理教室における調理機器のガス又は電気使用料について改正するものです。詳細は、33 ページの新旧対照表で説明いたします。関係する経費を基にして算出した結果に基づき、公民館と同様に、こもろ女性の家使用料及び料理教室における調理機器のガス又は電気使用料は、現行使用料の 1.1 倍に、冷暖房使用料は激変緩和措置を適用した 1.5 倍に改定するものです。なお、附則としてこの条例は、令和元年 10 月 1 日から施行するもの

	で、経過措置として、この条例の施行の際現にこの条例による改正前のこもろ女性の家条例の規定に基づいて使用許可を受けているものについては、なお従前の例によることとするものです。 以上、概要を申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。
代表委員	以上で議案第 38 号の提案理由の説明を終わります。 続きまして、議案第 39 号「小諸市文化会館条例の一部を改正する条例の上程について」事務局から説明願います。文化財・生涯学習課長
生涯学習課長	35 ページをお願いします。本案は、文化会館ホール・楽屋・準備室・練習室の使用料及び冷暖房使用料について改正するものです。詳細は 38 ページからの新旧対照表で説明いたします。関係する経費を基にして算出した結果に基づき、使用料及び冷暖房使用料について、公民館と同様に、下線箇所について現行使用料の 1.1 倍に改定するものです。なお、附則としてこの条例は、令和元年 10 月 1 日から施行するもので、経過措置として、この条例の施行の際現にこの条例による改正前の小諸市文化会館条例の規定に基づいて使用許可を受けているものについては、なお従前の例によることとするものです。 以上、概要を申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。
代表委員	以上で議案第 39 号の提案理由の説明を終わります。 続きまして、議案第 40 号「小諸市市民交流センター条例の一部を改正する条例の上程について」事務局から説明願います。文化財・生涯学習課長
生涯学習課長	43 ページをお願いします。本案は、市民交流センター多目的ホール・各会議室の施設使用料、スタジオ使用料及び備品器具使用料について改正するものです。詳細は 45 ページからの新旧対照表で説明いたします。関係する経費を基にして算出した結果に基づき、現行使用料を下線のとおり改定するものです。また、46 ページの備品器具使用料についても同様に改正するとともに、新規に調達する音響反射板の使用料についても 1 回 1,000 円としたほか、照明設備のサスペンションライトとシーリングライトはセットで使用するケースがほとんどであることから、一式としてまとめ、映像設備のホールスクリーンとホールプロジェクターについても同様に一式としてまとめるなどの整理も行います。なお、附則としてこの条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する

代表委員	ものです。 以上、概要を申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。 以上で議案第 40 号の提案理由の説明を終わります。 続きまして、議案第 41 号「小諸市市民交流センター条例施行規則の一部改正について」事務局から説明願います。文化財・生涯学習課長
生涯学習課長	49 ページをお願いします。本案は、使用料の改定に伴い、様式第 1 号の使用許可申請書及び様式第 2 号の使用許可書の関係する箇所について、記載内容を一部改正するものです。なお、附則としてこの規則は、令和元年 10 月 1 日から施行するものです。 以上、概要を申し上げましたが、よろしくご審議の上ご決議賜りますようお願い申し上げます。
代表委員	以上で議案第 41 号の提案理由の説明を終わります。 続きまして、議案第 42 号「令和元年度一般会計補正予算の上程について」事務局から説明願います。学校教育課長
学校教育課長	学校教育課分からご説明を申し上げます。本案は「令和元年度一般会計補正予算、第 1 号」として教育委員会分を令和元年 6 月市議会定例会へ上程するため教育委員会の承認を求めるものでございます。内容につきましては、議案第 42 号の別冊をご覧いただきたいと思います。 1 ページからご覧ください。まずは歳入です。(款 14) 国庫支出金、(項 2) 国庫補助金、(目 6) 教育費国庫補助金、(節 2) 小学校費補助金、としまして学校施設環境改善交付金 58,513 千円は懸案でありました美南ガ丘小学校の屋内運動場・体育館の屋根の改修や南校舎に係る改修について国の交付金が内定したため計上するものでございます。 中学校費補助金では 65,230 千円を計上しておりますが、これも懸案でございます小諸東中学校の屋内運動場の主に外壁等の改修に係る国の交付金が内定したため計上するものでございます。以上が歳入でございます。 続いて歳出について申し上げます。2 ページをお願いいたします。(款 10) 教育費、(項 1) 教育総務費、(目 2) 学校運営費、(事業 1) 学校運営費は 355 千円の増額をお願いしまして補正後の額を 20,801 千円とするものでございます。内容につきまして主なものを申し上げます。

ます。３ページをお願いいたします。内容の主なものとしましては臨時職員の通勤手当等の増額によるものでございます。

続きまして４ページをお願いいたします。（事業４）英語教育推進事業、につきましては 156 千円の増額をお願いし補正後の額を 31,070 千円とするものでございます。内容の主なものについて５ページで申し上げます。費用弁償といたしまして A L T の通勤費を計上したものでございます。

続きまして６ページをお願いいたします。（項２）小学校費、（目１）学校管理費、（事業１）小学校管理費運営費は 1,220 千円の増額をお願いし補正後の額を 145,986 千円とするものでございます。内容の主なものは７ページをご覧いただきまして、学校評議委員の経費に係るものでございます。

続きまして８ページをご覧ください。株式会社大栄製作所様から昨年度いただきました寄付に基づきまして小学校６校に児童・生徒用図書購入費の経費として計上するものでございます。

続きまして 10 ページをお願いいたします。（事業３）小学校施設維持管理事業は 250,030 千円の増額をお願いし 296,639 千円とするものでございます。内容につきましては 11 ページ以降でご説明申し上げます。まず委託料としましては美南ガ丘小学校の大規模な改造に基づく工事の設計・監理業務委託として 18,360 千円を計上いたしました。同じく委託料といたしまして各学校に働き方改革で導入する留守番電話機能・ナンバーディスプレイ付き電話取替工事のための調査仕様作成委託料として 200 千円を計上いたしました。

続きまして工事請負費ですが美南ガ丘小学校の屋内運動場他を整備するための工事費として 225,670 千円を。

続きまして 12 ページですが、各学校に留守番電話機能付き等の電話の取替工事を行うための経費 6,000 千円を計上するものでございます。

続きまして 13 ページをお願いいたします。小学校保健事業につきましては今回 6 千円の補正をお願いいたしまして、内容につきましては 14 ページで、今回、学校薬剤師の報酬が改定になりましたので、それに伴う増額でございます。

続きまして 15 ページをお願いいたします。（項３）中学校費、（目１）学校管理費、（事業１）中学校管理費運営費は 426 千円の増額をお願いし総額 60,726 千円とするものでございます。内容につきましては 16 ページで申し上げます。学校評議委員の増額分、備品購入費といたしましては、小学校費でも申し上げましたが、株式会社大栄製作所様から頂きました寄付を元首に児童・生徒用図書購入費として 400 千円を

	計上するものでございます。 続きまして（事業３）中学校施設維持管理事業をお願いいたします。今回 261,480 千円の増額をお願いし補正後の額を 273,605 千円とするものでございます。内容につきましては 18 ページでご説明申し上げます。委託料としましては、小諸東中学校の体育館の外壁等の改修工事をするための工事・設計監理委託料で 19,480 千円。働き方改革の一環で導入する留守番電話機能付きの電話機の取替工事をするための調査・仕様作成委託料として 100 千円。工事請負費としましては小諸東中学校屋内運動場等の改造をするための費用 240,000 千円。留守番電話機能付きの電話取替工事の経費として 2,000 千円を計上しました。 続きまして 19 ページをお願いいたします。（事業４）中学校給食運営事業につきましては 138 千円の増額をお願いし補正後の額を 21,587 千円とするものでございます。内容につきましては 20 ページに記載がございますが、臨時職員の異動等による増額でございます。 続きまして 21 ページをお願いいたします。（事業５）中学校保健事業につきましては 2 千円の増額をお願いするものでございます。内容につきましては 22 ページに記載のとおり学校薬剤師の報酬の改定による増額でございます。以上が令和元年度一般会計補正予算の学校教育課分のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。
代表委員	子ども育成課長
子ども育成課長	議案第 42 号「平成 31 年度小諸市一般会計補正予算」のうち、子ども育成課に係る予算について説明いたします。 まず歳入について説明します。資料 23 ページをご覧ください。（款 14）国庫支出金、（項 2）国庫補助金、（目 2）民生費国庫補助金、（節 2）児童福祉費補助金、（細節 5）保育所等整備交付金は、16,265 千円を増額するものです。これは、みすず幼稚園が、来年度から認定子ども園へ移行するにあたり、新たに、保育を必要とする 1 歳から 5 歳の幼児を受け入れるため、給食室の拡張やトイレの改修工事を今年度行います。その整備費用に対する国の補助で、補助率は市の事業費の 2/3 になります。補助額については、整備後の定員 204 人のうち、保育所相当の 144 人分と幼稚園相当の 60 人分で按分し、保育所相当分の補助を厚労省所管の「保育所等整備交付金」から、また幼稚園相当分を、文科省所管の「認定子ども園施設整備交付金」から交付されるものです。そのため、その次の（目 6）教育費国庫補助金、（節 1）教育総務費補助金、（細節 2）認定子ども園施設整備交付金には、幼稚園相当分

	の 5,024 千円を計上するものです。その前に戻りまして、細節の 6 子ども・子育て支援事業補助金 11,520 千円は、10 月からの幼児・教育保育無償化に伴う各自治体のシステム改修にかかる費用の補助で、10/10 の補助率です。 続けて歳出について説明します。資料の 25 ページをご覧ください。 (款 3) 民生費、(項 3) 児童福祉費、(目 3) 保育所費の子ども・子育て支援事業は、35,918 千円を増額するものです。内容は 26 ページになります。13 委託料は、無償化に伴って、子ども子育て支援システムの改修が必要となりますので、株式会社長野電算へシステム改修を委託するものです。19 負担金補助及び交付金は、みずほ幼稚園の認定こども園移行に伴う改修工事に対する補助で、整備費用の 3/4 を補助するものです。歳入で説明しましたように、民生費からは、保育所等整備交付金として保育所相当分の補助を計上します。また次の 27、28 ページの(款 10) 教育費、(項 1) 教育総務費、(目 2) 学校運営費の私立幼稚園補助事業の 19 負担金補助及び交付金では、幼稚園相当分の 7,536 千円を計上するものです。 以上、一般会計補正予算のうち、子ども育成課に係る部分につきまして説明しましたが、ご審議のうえ承認いただきますようお願いいたします。
代表委員	文化財・生涯学習課長
生涯学習課長	別冊の 29 ページをお願いします。 (款 10) 教育費、(項 6) 社会教育費、(目 1) 社会教育総務費、(事業 4) 文化財保護活用事業は、補正前の予算額 8,523 千円に 491 千円を増額し、補正後の額を 9,014 千円とするものでございます。内容は、30 ページ以降の積算基礎等の欄で説明させていただきます。昨年度に引き続き「小諸ふるさと遺産認定事業」を実施するにあたり、この事業が長野県地域発元気づくり支援金事業に採択されたことから、事業申請内容に合わせて不足する経費を計上するものです。具体的な費用の内容といたしましては、積算基礎等の欄の【県単】と表示のある箇所、謝礼は、ふるさと遺産めぐりツアー・シンポジウムパネリストの謝礼、費用弁償は、ふるさと遺産めぐりツアー・シンポジウムパネリストの交通費及び宿泊費、印刷製本費は、ふるさと遺産めぐりツアー・シンポジウムのチラシ印刷費を、それぞれ追加計上するものです。 32 ページをお願いします。(事業 9) 音楽のまち・こもろ推進事業は、補正前の予算額 2,772 千円に 299 千円を増額し、補正後の額を 3,071 千円とするものでございます。内容は、33 ページの積算基礎等

	の欄で説明させていただきます。今年度の新規事業として毎月 1 回ステラホールを会場に、月末の金曜日「いわゆるプレミアムフライデー」に開催する、音楽のまち・こもろミニコンサートを実施するにあたり、この事業が長野県地域発元気づくり支援金事業に採択されたことから、事業申請内容に併せて不足する経費を計上するものです。具体的な費用の内容といたしましては、ミニコンサート広報用チラシの印刷費で、当初予算との差額分です。 34 ページをお願いします。(目 5) 美術館・博物館費、(事業 3) 高原美術館・白鳥映雪館企画展開催事業は、補正前の予算額 4,995 千円に 252 千円を増額し、補正後の額を 5,247 千円とするものでございます。内容は、35 ページの積算基礎等の欄で説明させていただきます。これは、今年度小諸高原美術館・白鳥映雪館で実施する企画展のうち、白鳥映雪画伯に関連する講演会や女性人物デッサン講座が、長野県地域発元気づくり支援金事業として採択されたことから、事業申請内容に合わせて不足する経費を計上するものです。具体的な費用の内容といたしましては、【県単】と表示のある箇所で、講師謝礼は、白鳥映雪画伯の人柄に触れる講演会講師謝礼及び女性人物デッサン講座のデッサンモデル謝礼、費用弁償は、講師及びデッサンモデルの交通費、印刷製本費は、講演会チラシ及びデッサン講座チラシの印刷費、通信運搬費は、2 か年にわたり開催した白鳥映雪の南相木村時代の作品を展示した企画展で借用した絵画を紹介する図録の郵送代、広告料は、講演会及びデッサン講座の広告費で、それぞれ追加計上するものです。また、印刷製本費のうち、白鳥映雪「絆と縁」図録印刷製本費については、長野県元気づくり支援金事業の申請内容に合わせて減額するものです。なお、長野県地域発元気づくり支援金事業の歳入は、市全体の関連事業分を一括して企画課にて予算計上しております。 以上、概要を申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。
代表委員	以上で議案第 42 号の提案理由の説明を終わります。 続きまして、議案第 43 号「小諸市小中学校 I C T 環境整備計画について」事務局から説明願います。学校教育課長
学校教育課長	議案第 43 号「小諸市小中学校 I C T 環境整備計画について」ご説明申し上げます。別冊資料「小諸市小中学校 I C T 環境整備計画」をご覧いただきたいと思います。1 ページをお開きください。この計画につきましては新学習指導要領の実施を見据えて、国が策定しました教育の I C T 化に向けた環境整備 5 か年計画に基づいて小諸市として策

定するものでございます。したがって計画期間につきましては、国の5か年計画の期間と同じ期間ということになります。続きまして2ページをお願いいたします。教育の情報化の動向と現状でございますが2ページでは教育の情報化が目指すものとして国が3つの側面と3つの基盤という形で設定をしておりますので、これに基づきまして国が示す3ページの教育の情報化加速化プランという中身の授業・学習面・校務の両面でICTの活用を図るということを推進していく内容になっております。4ページにつきましては小諸市における教育の情報化の現状についてお示しをしておりますが5ページをご覧くださいと、まだまだ整備率が到達していないところがございますので、この点についてしっかり対応していく内容になります。6ページにつきましては、教員のICT化活用指導力の指標でございますが、小諸市の小中学校では先生方のICTの活用指導力については一定の水準にあると考えられますが、これを更に充実させていく必要があるところでございます。7ページ以降で具体的な計画についてアクションプランとしてお示ししております。まずこれからの学習活動で求められる環境整備としましては学習用コンピューターの充実として端末については児童・生徒が扱うことを考慮して操作性・軽量性・バッテリー寿命に重点をおき可搬式の端末ということで紛失・データ等の漏洩がないなど事故が発生しないような情報セキュリティについて十分配慮するということを規定しております。ネットワーク環境の整備・拡張につきましては児童・生徒一人一台の学習用コンピューターの活用前提とし、これに耐えうるネットワーク環境の構築を示すものでございます。8ページをお願いいたします。大型提示装置・実物投影機につきましては必要に応じて整備を進めていくものでございます。また更新等についても考えていきたいと思っております。4番目ですがクラウド環境の活用ですが、サーバー機器やネットワーク環境を調達したりシステム維持管理をするための人材を揃えたり、各種コストが必要内容にクラウドを活用した環境を整備するという位置づけにしています。5番目の公務支援システムの導入につきましては今年度から導入開始しておりますが、更に内容を充実していきたいというふうに考えております。9ページですがICT活用を促進する支援としましては教員のICT活用指導力の向上につながるような研修会等の実施の必要性やICT専門企業などのサポートを積極的に活用してICT活用を推進する確立の体制を位置づけているものであります。10ページの図に関しましては計画推進体制を示すものでございます。具体的な詳細につきましては、11ページ以降でお示しをしております。まず学習用コンピューターの充実につきましては、中学校については2020年度までに全校生徒

	一人一台の整備を実現していきたいというように考えております。導入する端末については「Chromebook」というグーグルが開発したノートパソコンを整備し、実現をしていきたいと思っております。小学校につきましては 2019 年度に高学年を中心とした端末整備の方向性について検討を行ってまいります。②番目のネットワーク環境の整備・拡張につきましては中学校では今後一人一台の端末の整備に向けて 2019 年度に無線 LAN 環境の増強工事を行います。またセキュリティ面と普通教室での公務の効率性を十分に考慮した設計・整備を行ってまいります。小学校につきましては全ての教室に有線 LAN が整備されておりますので、これを活用しながら今後、高学年の端末の配備を想定して無線 LAN 環境の構築の検討を進めてまいります。インターネット回線につきましては、より充実した環境になるよう拡張工事を行ってまいります。12 ページをお願いいたします。大型提示装置・実物投影機につきましては、必要に応じて機器の追加や更新を進めてまいります。クラウド環境の活用につきましては、教育用コンピューター「Chromebook」の導入に併せてグーグルのクラウドサービスの活用をし展開をしてまいります。学習用データの保存にはクラウドを活用しながら行ってまいります。校務支援システムの導入につきましては更に進んだ校務支援の活用を目指しながら職員の働き方改革をしっかりと行っていくこととしています。13 ページですが ICT 活用を促進する支援としましては、小諸市 ICT 教育推進委員会等の指導に基づきまして各学校で事業の設計や教材作成に関する補助や校内研修等を検討してまいります。また研修内容については情報モラルやプログラミング教育に関する内容にも必要に応じて検討をしてまいります。最後に 14 ページ・15 ページにつきましては、整備のスケジュールをお示しておりますが 2022 年度までの 5 か年計画として着実に財政措置をしながら整備する内容になっております。以上、ご説明を申し上げますが、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。
代表委員	以上で議案第 43 号の提案理由の説明を終わります。 以上で、日程第 5 「議案審議」については、終わります。
代表委員	日程第 6 「議案の質疑及び採決」に入ります。 議案第 30 号について、ご質疑ございませんか。 (質疑なし)
代表委員	なければ、以上で議案第 30 号に対する質疑を終結し、これより採決

	を行います。 議案第 30 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。 (異議なし)
代表委員	ご異議なしと認めます。よって、議案第 30 号は原案のとおり承認されました。 続きまして、議案第 31 号について、ご質疑ございませんか。 (質疑なし)
代表委員	なければ、以上で議案第 31 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第 31 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。 (異議なし)
代表委員	ご異議なしと認めます。よって、議案第 31 号は原案のとおり承認されました。 続きまして、議案第 32 号について、ご質疑ございませんか。 (質疑なし)
代表委員	なければ、以上で議案第 32 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第 32 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。 (異議なし)
代表委員	ご異議なしと認めます。よって、議案第 32 号は原案のとおり承認されました。 続きまして、議案第 33 号について、ご質疑ございませんか。 (質疑なし)
代表委員	なければ、以上で議案第 33 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第 33 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。

代表委員	(異議なし) ご異議なしと認めます。よって、議案第 33 号は原案のとおり承認されました。 続きまして、議案第 34 号について、ご質疑ございませんか。
代表委員	(質疑なし) なければ、以上で議案第 34 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第 34 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。
代表委員	(異議なし) ご異議なしと認めます。よって、議案第 34 号は原案のとおり承認されました。 続きまして、議案第 35 号について、ご質疑ございませんか。
代表委員	(質疑なし) なければ、以上で議案第 35 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第 35 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。
代表委員	(異議なし) ご異議なしと認めます。よって、議案第 35 号は原案のとおり承認されました。 続きまして、議案第 36 号について、ご質疑ございませんか。
代表委員	(質疑なし) なければ、以上で議案第 36 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第 36 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。 (異議なし)

代表委員	ご異議なしと認めます。よって、議案第 36 号は原案のとおり承認されました。 続きまして、議案第 37 号について、ご質疑ございませんか。 (質疑なし)
代表委員	なければ、以上で議案第 37 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第 37 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。 (異議なし)
代表委員	ご異議なしと認めます。よって、議案第 37 号は原案のとおり承認されました。 続きまして、議案第 38 号について、ご質疑ございませんか。 (質疑なし)
代表委員	なければ、以上で議案第 38 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第 38 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。 (異議なし)
代表委員	ご異議なしと認めます。よって、議案第 38 号は原案のとおり承認されました。 続きまして、議案第 39 号について、ご質疑ございませんか。 (質疑なし)
代表委員	なければ、以上で議案第 39 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第 39 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。 (異議なし)
代表委員	ご異議なしと認めます。よって、議案第 39 号は原案のとおり承認さ

	れました。 続きまして、議案第 40 号について、ご質疑ございませんか。 (質疑なし)
代表委員	なければ、以上で議案第 40 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第 40 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。 (異議なし)
代表委員	ご異議なしと認めます。よって、議案第 40 号は原案のとおり承認されました。 続きまして、議案第 41 号について、ご質疑ございませんか。 (質疑なし)
代表委員	なければ、以上で議案第 41 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第 41 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。 (異議なし)
代表委員	ご異議なしと認めます。よって、議案第 41 号は原案のとおり承認されました。 続きまして、議案第 42 号について、ご質疑ございませんか。 (質疑なし)
代表委員	なければ、以上で議案第 42 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第 42 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。 (異議なし)
代表委員	ご異議なしと認めます。よって、議案第 42 号は原案のとおり承認されました。 続きまして、議案第 43 号について、ご質疑ございませんか。

代表委員	(質疑なし) なければ、以上で議案第 43 号に対する質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第 43 号は原案のとおり決することでご異議ございませんか。
代表委員	(異議なし) ご異議なしと認めます。よって、議案第 43 号は原案のとおり承認されました。 以上で、日程第 6 「議案の質疑及び採決」については終わります。
代表委員	日程第 7 「閉会の宣言」 以上で、付議された案件は全て終了いたしました。これをもちまして、令和元年小諸市教育委員会 5 月第 6 回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。